

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案

現行

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
無尽業法（昭和六年法律第四十二号）	第十八条	無尽業法（昭和六年法律第四十二号）	第十八条
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、

	<p>第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第八十八条の十一第一項、<u>第三百三十九条の四第九項</u>、<u>第三百三十九条の六第四項</u>、<u>第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項</u></p>	<p>損害保険料率算出団 体に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）</p>	<p>第十条の五第七項及び第二十三条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号） 第五十一条</p>	<p>協同組合による金融 事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）</p>	<p>第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、<u>第六条第一項及び第六条の五第一項</u>において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）<u>第二十一条第一項及び第二項並びに同法第五十二条の四十九、第六条の二第一項</u>において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）<u>第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項</u></p>	<p>船主相互保険組合法 （昭和二十五年法律</p>	<p>第三十三条の二第二項及び第三項、第三十八条第一項、第四十四条第二項、第四十四条の</p>
	<p>第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第八十八条の十一第一項、<u>第三百三十九条の四第八項</u>、<u>第三百三十九条の六第四項</u>、<u>第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項</u></p>	<p>損害保険料率算出団 体に関する法律（昭和二十二年法律第九十三号）</p>	<p>第十条の五第七項及び第二十三条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号） 第五十一条</p>	<p>協同組合による金融 事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）</p>	<p>第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、<u>第六条第一項及び第六条の五第一項</u>において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）<u>第二十一条第一項及び第二項並びに同法第五十二条の四十九、第六条の二第一項</u>において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）<u>第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項</u></p>	<p>船主相互保険組合法 （昭和二十五年法律</p>	<p>第三十三条の二第二項及び第三項、第三十八条第一項、第四十四条第二項、第四十四条の</p>

<p>第七十七号)</p>	<p>四第四項並びに第四十四条の六第一項及び第二項、第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十四条</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)</p>	<p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の六第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十條第六項及び第三百十八條第二項、第一百五條第一項及び第一百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一条第一項、第二百二十八條の二第二項、第二百二十九條第四項、第三百三十二條第一項、第三百三十一條第二項、第四百十九條の十第二項、第四百三十一條第二項、第四百四十九條の十第二項、第四百四十九條の十六第二項、第五百五十五條第五項、第六百六十一條において準用する同法第五百八條第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>	<p>信用金庫法(昭和二</p>	<p>第十二條第七項において準用する会社法第三</p>
<p>第七十七号)</p>	<p>四第四項並びに第四十四条の六第一項及び第二項、第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十四条</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)</p>	<p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十條第六項及び第三百十八條第二項、第一百五條第一項及び第一百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一條第一項、第二百二十八條の二第二項、第二百二十九條第四項、第三百三十二條第一項、第三百三十九條の十第二項において準用する同法第七百三十一條第二項、第四百十九條の十第二項、第四百四十九條の十六第二項、第五百五十五條第五項、第六百六十一條において準用する同法第五百八條第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>	<p>信用金庫法(昭和二</p>	<p>第十二條第七項において準用する会社法第三</p>

<p>金融機関の合併及び</p>	<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）</p>	<p>十六年法律第二百三十八号）</p>
<p>第三十二条第二項、第三十三条第四項、第四</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九</p>
<p>金融機関の合併及び</p>	<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）</p>	<p>十六年法律第二百三十八号）</p>
<p>第三十二条第二項、第三十三条第四項、第四</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九</p>

<p>転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）</p>	<p>銀行法</p>	<p>銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）</p>	<p>長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）</p>	<p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五</p>
<p>第十四条第二項及び第四十七条第二項</p>	<p>第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十条の二十六第二項及び第三項</p>	<p>第二十五条の八の二第二項及び第三項</p>	<p>第二十一条第三項</p>

<p>転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）</p>	<p>銀行法</p>	<p>銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）</p>	<p>長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）</p>	<p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五</p>
<p>第十四条第二項及び第四十七条第二項</p>	<p>第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十条の二十六第二項及び第三項</p>	<p>第二十五条の八の二第二項及び第三項</p>	<p>第二十一条第三項</p>

<p>十七年大蔵省令第十 六号)</p>	<p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p>	<p>第十二条の四第二項、第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四十七</p>
<p>保険業法（平成七年法律第百五号）</p>	<p>第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る</p>	
<p>十七年大蔵省令第十 六号)</p>	<p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p>	<p>第十二条の四第二項、第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四十七</p>
<p>保険業法（平成七年法律第百五号）</p>	<p>第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る</p>	

部分に限る。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第二項及び第八百一十條第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百一十條第二項及び第八百十五條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百三十六條の二第一項（第二百十條第一項（二百七十七條の四第九項において準用する場合

部分に限る。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）、第九十六條の九第四項において準用する同法第八百一十條第二項及び第八百十五條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百三十六條の二第一項（第二百十條第一項（二百七十七條の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十七條の四第九項及び第二百七十七條の二十九において準用する場

<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第 五号）</p>	<p>第五十二条の二十二第三項</p>	<p>を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十九第一項、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九十六条第三項、第二百二十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第 五号）</p>	<p>第五十二条の二十二第三項</p>	<p>合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十九第一項、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九十六条第三項、第二百二十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>

<p>土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）</p>	<p>第十一条第一項及び第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）</p>	<p>第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第二項、第六十条第一項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第一百零二條第四項、第一百五條第一項及び第二項、第一百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項において準用する同法第七百三十一條第二項、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十四條第三項及び第四百九十六條第一項、第七百七十九條第一項において準用する同法第五百八條第一項及び第三項、第二百零三條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百一十五條、第二百六十四條第三項及び第四項</p>
<p>土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）</p>	<p>第十一条第一項及び第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）</p>	<p>第六十三條第二項、第六十五條第一項において準用する会社法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第一百零二條第四項、第一百五條第一項及び第二項、第一百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項において準用する同法第七百三十一條第二項、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十四條第三項及び第四百九十六條第一項、第七百七十九條第一項において準用する同法第五百八條第一項及び第三項、第二百零三條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百一十五條、第二百六十四條第三項及び第四項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）、</p>

	、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十二条第一項及び第二項
金融商品取引清算機 関等に関する内閣府 令（平成十四年内閣 府令第七十六号）	第二十一条第四項
信託業法（平成十六 年法律第百五十四号 ）	第三十四条第一項及び第七十八条第一項
信託業法施行規則（ 平成十六年内閣府令 第百七号）	第三十九条第三項
金融商品取引業等に 関する内閣府令（平 成十九年内閣府令第 五十二号）	第一百七十七条第一項第十五号
金融商品取引所等に	第四十六条第四項

	）並びに第二百八十二条第一項及び第二項
金融商品取引清算機 関等に関する内閣府 令（平成十四年内閣 府令第七十六号）	第二十一条第四項
信託業法（平成十六 年法律第百五十四号 ）	第三十四条第一項及び第七十八条第一項
信託業法施行規則（ 平成十六年内閣府令 第百七号）	第三十九条第三項
金融商品取引業等に 関する内閣府令（平 成十九年内閣府令第 五十二号）	第一百七十七条第一項第十五号
金融商品取引所等に	第四十六条第四項

<p>関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）</p>	<p>資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）</p>	<p>第二十二條、第五十二條、第七十八條</p>
--------------------------------	----------------------------------	--------------------------

別表第四（第八条関係）

<p>金融商品取引法</p>	<p>第二十五條第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の十四第三項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十八第二項（第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六條の四、第四十六條の六第三項、第四十七條の三、第五十七條の四、第五十七條の五第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十六條の十八、第六十六條の三十九、第一百一條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一條の五第二項（第一号に係る部</p>
----------------	---

<p>関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）</p>	<p>資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）</p>	<p>第二十二條、第五十二條、第七十八條</p>
--------------------------------	----------------------------------	--------------------------

別表第四（第八条関係）

<p>金融商品取引法</p>	<p>第二十五條第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の十四第三項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十八第二項（第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六條の四、第四十六條の六第三項、第四十七條の三、第五十七條の四、第五十七條の五第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十六條の十八、第六十六條の三十九、第一百一條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一條の五第二項（第一号に係る部</p>
----------------	---

	<p>船主相互保険組合法 第三十三條の二第四項（第一号に係る部分に限り、第三十八條第三項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項（第一</p>	<p>協同組合による金融 事業に関する法律</p>	<p>第五條の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第六條の二第一項において準用する会社法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、</p>	<p>損害保険料率算出団 体に関する法律</p>	<p>第十條の五第七項</p>		<p>分に限る。）、第三百三十九條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三百三十九條の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）、</p>
	<p>船主相互保険組合法 第三十三條の二第四項（第一号に係る部分に限り、第三十八條第三項において準用する場合を含む。）、第四十四條の二第一項（第一</p>	<p>協同組合による金融 事業に関する法律</p>	<p>第五條の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第六條の二第一項において準用する会社法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、</p>	<p>損害保険料率算出団 体に関する法律</p>	<p>第十條の五第七項</p>		<p>分に限る。）、第三百三十九條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三百三十九條の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）、</p>

	<p>号に係る部分に限る。）、第四十四条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百</p>
	<p>号に係る部分に限る。）、第四十四条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項、第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項、第一百五十一条及び第一百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る</p>

	信用金庫法
<p>十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項、第百十五条第一項及び第百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第百二十八条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十二条第三項、第百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第四項、第百三十九条の七において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第四項、第百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、並びに第百四十九条第二項（第一号に係る部分に限り、第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項及び第百四十九条の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第二十三条の二第二</p>
	信用金庫法
<p>る部分に限る。）、及び第四項、第百二十八条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第四項、第百三十九条の七において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第四項、第百三十九条の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、並びに第百四十九条第二項（第一号に係る部分に限り、第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項及び第百四十九条の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第二十三条の二第二</p>

<p>金融機関の合併及び 転換に関する法律</p>	<p>長期信用銀行法</p>	
<p>第二十一条第二項（第一号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。） 、第三十四条第二項（第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。） 、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。） 並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項</p>
<p>金融機関の合併及び 転換に関する法律</p>	<p>長期信用銀行法</p>	
<p>第二十一条第二項（第一号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。） 、第三十四条第二項（第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。） 、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。） 並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項</p>

銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項並びに第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
銀行法施行規則	第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十条の二十六第一項及び第三項
長期信用銀行法施行規則	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項
貸金業法	第十九条の二（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）
保険業法	第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七

銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項並びに第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
銀行法施行規則	第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十条の二十六第一項及び第三項
長期信用銀行法施行規則	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項
貸金業法	第十九条の二（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）
保険業法	第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七

項（第一号に係る部分に限る。））、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。））、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。））、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。））、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。））、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。））、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。））及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。））、及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。））、第五十三条の二十一において準用する同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限る。））

項（第一号に係る部分に限る。））、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。））、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。））、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。））、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。））、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。））、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。））、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。））及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。））、及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。））、第五十三条の二十一において準用する同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限る。））

り、同条第三項において準用する場合を含む。
（第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（同法第四百十三條第四項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九條の二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第四項及び第八十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二條第三項（第一号に係る部

り、同条第三項において準用する場合を含む。
（第五十三條の二十八第六項において準用する同法第四百十三條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（同法第四百十三條第四項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九條の二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第四項及び第八十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十五條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、

分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三十三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十一項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）、第八百三十五項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第二百七十一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第二百七十一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第二百三十六条の二第二項（第二百十條第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十一項（第二百七十一項の二十九において準用する場合を含む。）、第二百六十五條の二第二項（第一号に係る部

第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第四項において準用する同法第八百三十三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十一項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）、第八百三十五項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第二百七十一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第二百七十一項（第二百七十一項の二十九において準用する場合を含む。）、第二百三十六条の二第二項（第二百十條第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十一項（第二百七十一項の二十九において準用する場合を含む。）、第二百六十五條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第二百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第二百六十

<p>資産の流動化に関する法律</p>	
<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係</p>	<p>分に限る。）（、第百六十五条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第百六十五条の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）（、第百六十五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の二十二第二項において準用する場合を含む。）（、第百六十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）（、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）（、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）（、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）（並びに第二百八十五条第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）（、第百六十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）（、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）（、第二百二十四条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）（、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）（並びに第二百八十五条第二項</p>

る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第七十三条第三項において準用する同法第一百五十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限り、第六百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百一十條第四項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第一百五條第四項において準用する同法

る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第七十三条第三項において準用する同法第一百五十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限り、第六百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五條第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百一十條第四項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第一百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十九條第二項及び

信託業法	金融商品取引清算機 関等に関する内閣府 令	
第三十四条第一項及び第七十八条第一項	第二十一条第四項	第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第一百二十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項
信託業法	金融商品取引清算機 関等に関する内閣府 令	
第三十四条第一項及び第七十八条第一項	第二十一条第四項	第二百四十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七條第一項並びに第二百八十三条第三項

金融商品取引所等に 関する内閣府令	第四十六条第四項
資金決済に関する法 律	第八十九条第一項

別表第五（第十条関係）

金融商品取引法	<p>第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十四条の六第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準</p>
---------	---

金融商品取引所等に 関する内閣府令	第四十六条第四項
資金決済に関する法 律	第八十九条第一項

別表第五（第十条関係）

金融商品取引法	<p>第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十四条の六第三項及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準</p>
---------	---

船主相互保険組合法	協同組合による金融 事業に関する法律	
第四十四条の六第三項（第二号に係る部分に	第五条の七第十一項（第二号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）	用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第百一条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百一条の五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第十項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の六第五項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十四第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）
船主相互保険組合法	協同組合による金融 事業に関する法律	
第四十四条の六第三項（第二号に係る部分に	第五条の七第十一項（第二号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）	用する場合を含む。）、第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第百一条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百一条の五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第九項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の六第五項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十四第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）

	<p>限る。) 及び第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第三項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の二第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第八十二条の六第三項(第二号に係る部分に限る。)、第三百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項(第二号に係る部分に限る。) 及び第四項並びに第四百九条第二項(第二号に係る部分に限り、第四百九条の六第二項、第四百九条の十第三項、第四百九条の十一第二項及び第四百九条の十六第三項において準用する場合を含む。)</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。) 及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)、第三十八条第十一項(第二号に係る部分に限る。)</p>
	<p>限る。) 及び第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第三項、第三百三十二条第二項において準用する同法第四百四十二条第三項(第二号に係る部分に限る。) 及び第四項並びに第四百九条第二項(第二号に係る部分に限り、第四百九条の六第二項、第四百九条の十第三項、第四百九条の十一第二項及び第四百九条の十六第三項において準用する場合を含む。)</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。) 及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)、第三十八条第十一項(第二号に係る部分に限る。)</p>

	<p>並びに第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>
<p>金融機関の合併及び 転換に関する法律</p>	<p>第二十一条第二項（第二号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第二号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法</p>
	<p>並びに第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>
<p>金融機関の合併及び 転換に関する法律</p>	<p>第二十一条第二項（第二号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第二号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項、第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第五十三条の十五において準用する同法</p>

第三百五十八条第七項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十四條の八第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九條の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二條第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六條の十五において準用する場合を含む。）、第八十七條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六條の四において準用する同法第二百七條第六項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七百九十四條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一十一條第四項（第二号に係る部分に限る。）、同法第六項において準用する場合を含む。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百三十一條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百一十一條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一十五條第四項（第二号に係る部分に限る。）、第三百三十六條の二第二項（第二百十條第一

第三百五十八條第七項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十四條の八第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九條の二第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第八十二條第三項（第二号に係る部分に限り、第九十六條の十五において準用する場合を含む。）、第八十七條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六條の四において準用する同法第二百七條第六項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七百九十四條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一十一條第四項（第二号に係る部分に限る。）、同法第六項において準用する場合を含む。）、第九十六條の九第四項において準用する同法第八百三十一條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八百一十一條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百一十五條第四項（第二号に係る部分に限る。）、第三百三十六條の二第二項（第二百十條第一

項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。））、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。））、第二百五十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の十三第三項（第二号に係る部分に限り、第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。））、第六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の十九第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六十六条の二十二第三項において準用する場合を含む。））、第六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。））、第八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。））、第九十六条第五項（第二号に係る部分に限る。））、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。））並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。））

項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。））、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。））、第二百五十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の二第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の九第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の十三第三項（第二号に係る部分に限り、第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。））、第六十五条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の十九第二項（第二号に係る部分に限る。））、第六十五条の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六十六条の二十二第三項において準用する場合を含む。））、第六十六条第三項（第二号に係る部分に限る。））、第八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。））、第九十六条第五項（第二号に係る部分に限る。））、第二百二十四条第三項（第二号に係る部分に限る。））並びに第二百四十条の七第二項（第二号に係る部分に限る。））

<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。） 、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。） 、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。） 並びに第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百条第一項及び第二項</p>
---------------------	---

<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。） 、第百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。） 並びに第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百条第一項及び第二項</p>
---------------------	--

